

# いじめ防止等対策委員会設置要綱

今帰仁村立今帰仁小学校

## I 学校いじめ防止基本方針

### 1 基本的な考え方

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① いじめはどの集団にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② いじめを防止するには、特定の子どもや特定の関係者だけの問題とせず、子どもの教育に関するすべての関係者もしくは広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するには、学校、保護者、地域など、関係者がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④ 子どもは、自ら安心して豊かに生活できる集団を築く主体者であることを自覚し、いじめを許さない子ども集団の実現に努める。

### 2 いじめの防止等のための組織（いじめ防止対策推進法第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- (1) いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、「児童支援・いじめ対策委員会」をおく。
- (2) 「児童支援(いじめ対策委員会)」の構成員は、児童支援・いじめ対策委員会の構成員に準ずるものとする。(校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学級担任、特別支援コーディネーター、人権教育担当、教育相談担当、養護教諭、その他必要に応じて心理や福祉等の専門家等の外部専門家)
- (3) 「児童支援委員会(いじめ対策委員会)」では、次のことを行う。
  - ア 運営委員会の中に位置づけ、月1回の話し合いを行う。
  - イ 内容としては、いじめアンケートの結果や日常観察からいじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集・記録と共有、指導方法の話し合いや校内ルールについての話し合いを行う。
  - ウ 関係する児童への指導や支援の体制及び保護者への対応方針を話し合う。
  - エ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進を行う。
  - オ 必要に応じて、関係機関・専門機関との連携を図る。

### 3 「いじめの防止」について

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

#### 1 生徒たちや学級の様子を知るためには

##### (1) 教職員の「気づき」が基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の「気づき」が大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童たちと場を共にすることが必要である。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくこ

とが求められている。

## (2) 実態把握の方法

- ①全教職員で、児童の授業中の様子、給食・清掃時間の様子、休憩時間の様子などを観察し、情報交換を密にし、生徒の実態を把握する。
- ②月第4木に実施される生活アンケートから、児童の実態を把握する。
- ③年2回設定されている教育相談旬間や、必要に応じたチャンス相談、家庭訪問などを通して児童の実態を把握する。

## 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取り組みが大切である。

児童は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己肯定感、自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

**キーワードは「居場所づくり」「絆づくり」で「自己肯定感・自己存在感」を育む**

### (1) 分かる授業づくりに努める。

- ①教えるプロとしての自覚を持ち、分かる授業で児童を学習に集中させる。
- ②「規律・学力・自己存在感」の視点で授業づくりを見直す。

### (2) すべての児童が参加・活躍できる授業を展開する。

- ①一人ひとりが認められ、互いに認め合える集団づくりに授業を通して取り組む。
- ※具体的には言語活動に重点を置いた授業やコミュニケーション能力を高める授業など

### (3) 規律ある授業を展開する。

- ①教師自身が授業規律を徹底して守り、児童に守らせることで、落ち着いた授業が展開でき、はじめある集団づくりに寄与する。

### (4) 児童一人ひとりが自らの役割を自覚し、責任をもって役割を果たす学級経営を展開する。

- ①特に集合指導・給食指導・清掃指導を充実させることが児童の公正・公平な集団づくりに影響を与える。
- ②支援や配慮を要する生徒をどのように支えるかを工夫することで、児童一人ひとりの居場所づくりを充実させる。

### (5) 学校行事を通して、児童一人ひとりが活躍できる場を設定する。

### (6) 人権教育や道徳教育を充実させる。

- ①「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを人権教育の取り組みを通して理解させる。
- ②児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。

## 3 保護者や地域へのはたらきかけ

### (1) 授業参観で道徳や特別活動等の時間を公開する。

- ①保護者や地域教育資源を活用した道徳や特別活動等の授業を公開する。

### (2) 学校・学年・学級通信を通して、いじめ問題への取り組みを紹介し、協力を呼びかける。

### (3) 学校評価アンケートにいじめの取り組みに関する項目を設け、取り組み内容を評価し、次の取り

組みに生かす。

## 4 いじめの未然防止のための職務別ポイント

### (1) 学級担任等

- ①児童一人一人に安心した居場所があり、活躍の場がある学級経営の充実を図る。
- ②日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ③はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ④児童一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

### (2) 養護教諭

- ①学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

### (3) 生徒指導担当教員

- ①いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ②日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

### (4) 管理職

- ①全校集会などで校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ②学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ③児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ④いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取り組みを推進（例えば、生活委員会や児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。

## 5 「いじめに対する措置（対応）」について

いじめの発見・通報を受けた場合には、学年主任・生徒指導主任及び教頭に報告する。その後の指導をいじめ対策委員会で確認した上で、当該児童の指導・支援を行う。その際、一人でやるのではなく複数の教員で行う。教頭は、指導経過も含めて校長に報告する。一連の動きは速やかにいじめ対策委員会（生徒指導部会を母体）を中心に組織的に対応する。事案の内容によっては、村教育委員会に報告するとともに、児童相談所や警察等の関係機関の他、心理的ケアのために SC や SSW とともに連携して対応する。

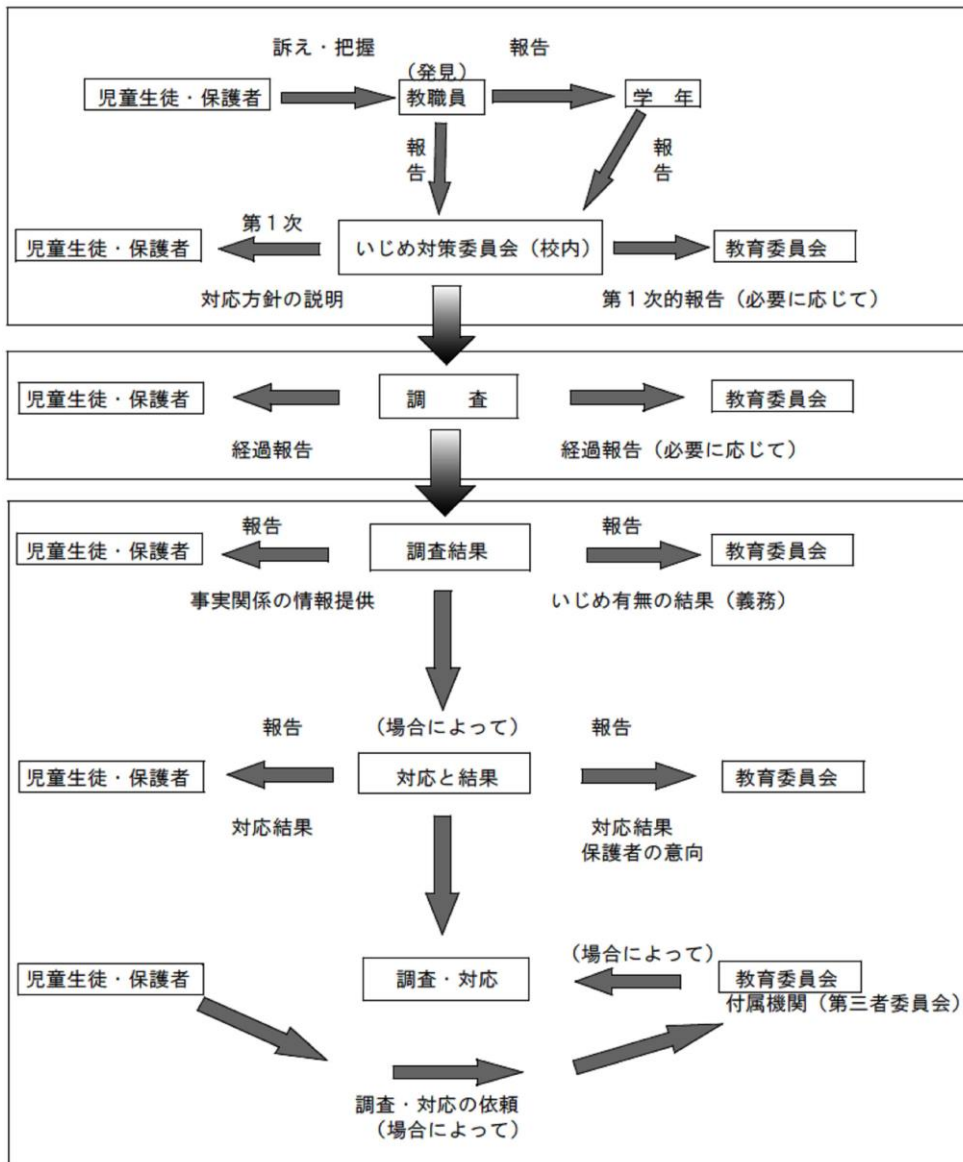
### 事実の確認

聴取は、「被害者→周囲にいた児童→加害者」の順に事実確認をしていく。なお、複数いる場合には、必ず個別に事情を聴く。聴取の際は、児童が安心して話せるように時間帯や場所、教員との相性を考えて行う。

被害児童への対応及び支援	加害児童への対応
<p>被害児童への対応にあたっては、被害児童を守り通すという姿勢のもと、保護者と連絡の上、以下のような対応及び支援を講じていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被害児童の心的な上表を十分に確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教員で正確に聞き取る。</li> <li>② 被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援する。</li> <li>③ 被害児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、必要に応じて被害児童を別室において指導する等、被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。</li> <li>④ 被害児童が加害児童との関係改善を望む場合には、学校教職員や保護者等が同席のもと、謝罪・和解の会を開くなどして、関係修復を図る。</li> <li>⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。</li> </ol>	<p>加害児童に対しては、人格の成長を旨として、家庭環境や障害特性など教育的配慮のもと、以下のような対応を講じていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① いじめたとされる児童から、複数の教員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、学校は、教員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の対応を講ずる。</li> <li>② 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。</li> <li>③ 加害児童が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解し、自らの行為の責任を自覚するように指導する。</li> <li>④ 児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して、以後のいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと指導を行い、さらに警察との連携による対応も含め対応する。</li> </ol>

「いじめ防止対策推進法」第23条いじめに対する措置

【いじめ発生時の通常対応等のフロー図例】



## 6 重大事態への対処について

### 学校による調査組織の設置（いじめ防止対策推進法第28条）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (2) 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- (3) 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### (1) 重大事態について

ア 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」について

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合等

イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」について

- ① 年間30日を目安とする（いじめ防止対策推進法「重大事態」の解説（案）第1 重大事態の意義4）。
- ② 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

#### (2) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、次の対処を行う。

ア 児童支援・いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集・記録、共有を行う。

イ 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

（学校を調査主体とした場合）

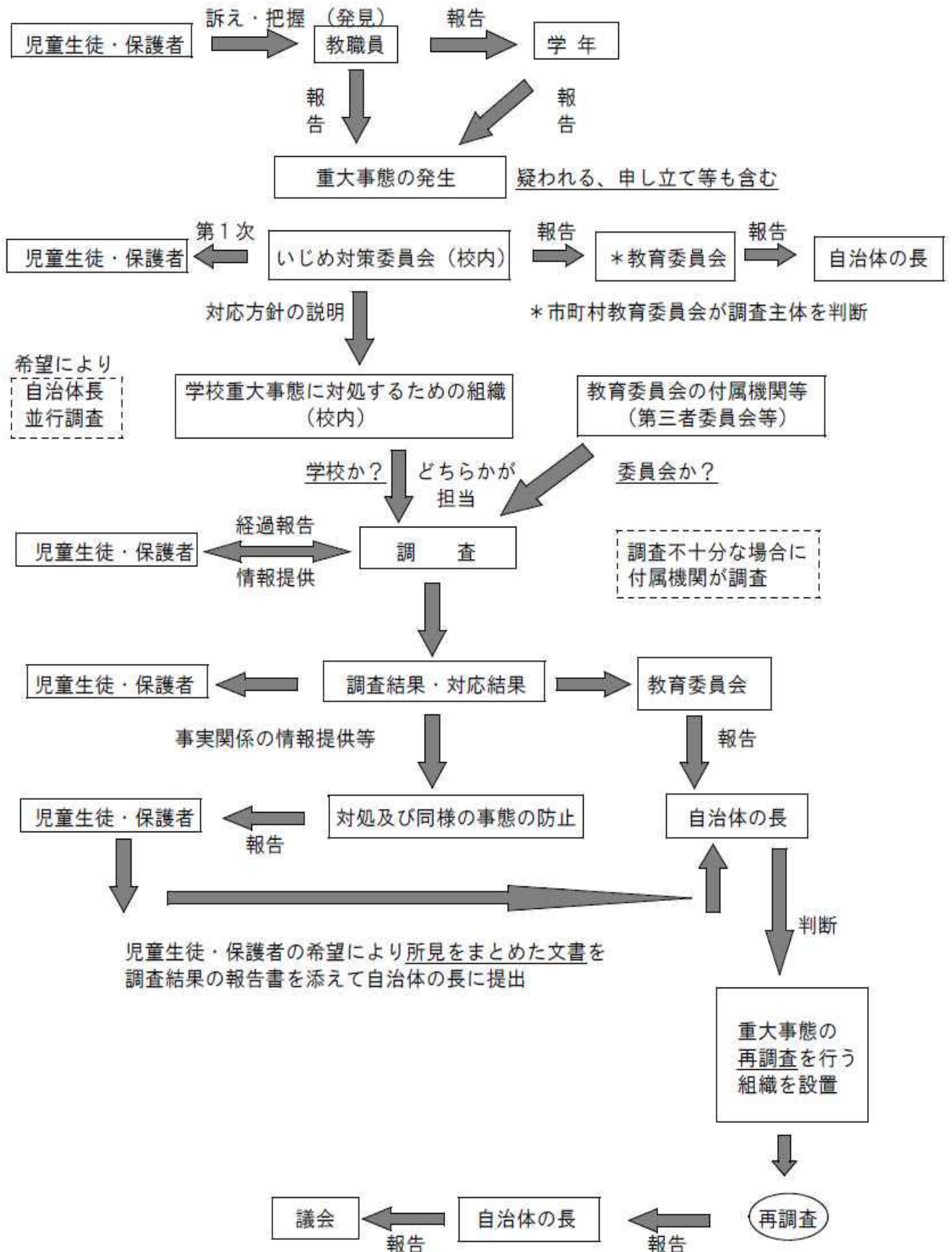
- ① 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- ② 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（生徒指導部会を母体）を設置する。
- ③ 学校は、生徒指導部会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤ 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

（教育委員会が調査主体となる場合）

- ① 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提供など、調査に協力する。
- ② 被害者のつらい気持ちを理解し、SCやSSW等との連携を図り、心理的ケアを施す。

「いじめ防止対策推進法」第28条重大事態への対処

〔重大事態発生の事案対処等のフロー図例〕



※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。



## 7 「いじめの早期発見」について

教職員	児童生徒	保護者（地域）
<p>いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われること等、児童の関係性の中で常に起こっていることを教職員は認識し、ささいな兆候であっても見逃さず、早い段階からの確実に児童と関わりをもち、いじめを積極的に認知することが必要である。</p> <p>(1) 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。</p> <p>① 健康観察：一人一人の表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底等</p> <p>② 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣の机との距離等</p> <p>③ 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してのからかいの様子等</p> <p>④ 給食：食欲がない、極端な盛り付け、当番の押しつけ、班の机との距離等</p> <p>⑤ 登下校：独りぼっち、荷物を持たされる等</p> <p>(2) 児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。</p> <p>(3) アンケート調査や教育相談の実施、「はーとぼっくす」の活用等により、いじめの相談がしやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む</p>	<p>(1) 友だちからいじめもしくは嫌なことをされた時は、すぐに家族や友だち、先生など周囲の人に相談する。</p> <p>(2) 周りの友だちや友だち関係の変化に注意する。</p> <p>(3) 友だちのことで気になることがあったら、先生や周囲の大人に、すぐ相談する。</p>	<p>(1) 日頃から子どもと対話を大切にし、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。</p> <p>(2) 友だちや子どもに関わる関係者との信頼関係を構築し、情報が得られるようにする。</p>

## 8 いじめ早期発見のためのチェックリスト

### (1) いじめが起こりやすい・起こっている集団

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている                 | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない  |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする            | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る  |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある                | <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる   |   |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある |   |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある           |   |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている      |   |

### (2) いじめられている生徒

#### ●日常の行動・表情の様子

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる                    | <input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている       |   |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない                | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない        |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える                 | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる         |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えても保健室へ行きたがる           | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる         |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする |   |

#### ●授業中・休み時間

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 発言すると友達から冷やかされる            | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い     |
| <input type="checkbox"/> 班編制の時に孤立しがちである             | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える           | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる    |
| <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする |   |

#### ●昼食時

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 好きな物を他の生徒にあげる | <input type="checkbox"/> 他の生徒の机から机を少し離している |
|--|--|

- 食事の量が減ったり、食べなかったりする  食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている  一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる  持ち物や机、ロッカーに落書きをされる  
 持ち物が壊されたり、隠されたりする  理由もなく成績が突然下がる  
 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す  服に靴の跡がついている  
 ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている  手や足にすり傷やあざがある  
 けがの状況と本人が言う理由が一致しない  
 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

(3) いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている  家や学校で悪者扱いされていると思っている  
 あからさまに、教職員の機嫌をとる  特定の生徒のみ強い仲間意識をもつ  
 教職員によって態度を変える  教職員の指導を素直に受け取れない  
 グループで行動し、他の生徒に指示を出す  他の生徒に対して威嚇する表情をする  
 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう

## 9 PTA 及び関係機関との連携

### (1) PTA との連携

- ① 学校全体に関わる問題であると判断したときは、PTA と連携したいじめ防止対策を行う。
- ② 情報を共有し、いじめの未然防止、早期発見に努める。

### (2) 教育委員会との連携

- ① 事実関係を速やかに報告し、対応について協議する。
- ② 他の関係機関と連携する際にも、必要に応じ協議する。

### (3) 警察との連携

- ① いじめがエスカレートし、暴行を受けてけがをしたり、犯罪行為の強要、金品を要求される等、汎愛行為が確認された場合は、関係者と十分検討した上で警察と連携した措置を行う。
- ② 上記の犯罪の可能性が予想される場合も同様に警察との連携について検討する。

### (4) 医療機関との連携

- ① いじめ発生後、学校に登校できなくなり長期化した場合、医療機関との相談、連携を図る。
- ② 極度な精神的なダメージを受けている場合も、連携して対応する。

### (5) その他の関係機関との連携

- ① 子どもや保護者への支援が費用と判断した場合、村関係機関及び児童相談所等との連携を図る。
- ② 被害者のつらい気持ちを理解し、SC や SSW 等との連携を図り、心理的ケアを施す。



相談機関名	電話番号	受付時間	所在地	備考
本部警察署 生活安全課少年係	0980- 47-4110		本部町字大浜 850-1	警察
今帰仁交番	0980- 56-2303		仲宗根202	警察
コザ児童相談所	098-937- 0859	月～金 9:00～16:30 (休) 土・日・祝祭日・ 年末年始	沖縄市知花 529-1	
地方法務局 名護支局 人権相談所	0980- 52-2729		名護市宮里 452-3	
沖縄県立総合教育 センター 教育相談研究室	098-933- 7518 (内223) 教育相談専用ダイ ヤル 098-933-7537		沖縄市与儀 589	
北部福祉保健所 家庭児童相談室	0980- 52-0051	月～金 8:30～17:15 (祝日除く)	名護市大中 2-13-1	
名護市福祉事務所 家庭児童相談室	0980- 53-1212	月～金 8:00～17:00 (休) 土・日・祝祭日・ 年末年始	名護市港 1-1-1	
児童家庭支援 センター なごみ	0980- 54-8531		名護市港 2-3-5 1階	
今帰仁村民生委員 児童委員協	0980- 56-4742		天底62	今帰仁村社会福 祉協議会
子どもの人権 110番	0120- 007-110	月～金 8:30～17:15	那覇地方 法務局	電話相談
沖縄いのちの電話	098- 888-4343	年中無休 10:00～23:00	沖縄いのちの 電話	電話相談
ヤングテレホンコーナー (少年サポートセンター)	098-862-0111 0120-276-556	月～金 9:30～18:15 (休) 土・日・祝祭日・ 年末年始	南部合同庁舎 5F	電話相談